

秋田県公報

平成11年10月14日(木曜日)

報公県

秋田市桜1丁目5の19
秋田市保戸野鉄砲町3の55
湯沢市深堀字深堀5
秋田市牛島字鬼谷地116の2

団体役員 松 桜
本 鎮 堺 高 鈴
田 橋 木 後 藤 和

匡 子 介 忠 和 夫

(3) 職員措置請求の要旨 (原文)

一 請求の要旨

(一) 事実証明書一の1、2頁の「発注課」の課所長らは、(社)秋田県建設技

術センター(以下、「センター」という)及び(社)秋田県土地区画整理協
会(以下、「協会」という)に対し、同3~15頁の「決議日」欄の各日に、

「委託業務」欄の調査・積算・測量・現場技術等の各業務を単独随意契約で
委託する旨の支出負担行為及び右委託料は「発注金額」欄記載の各金額で
契約する旨の契約締結書を決裁し、「発注金額」欄記載の公金を秋田県から

支出させ、あるいは支出させようとしている。

(二) 本件各契約は、自治法234条第2項に基づく同法施行令167条の2第1項
(以下、「政令」という)の随意契約できる場合に該当するとして契約され
た。しかし、その理由は、右政令で定める要件とは全く異なるものであつて、
予定価格が100万円以上の各契約は、競争入札に付すべきものを随意契約し
たものとして違法である。100万円未満の契約は、二人以上の契約の相手方
となるべき者から見積書を徵してなされなければならないとの県財務規則

172条に反し、違法である。

(三) センター及び協会は、その会員及び役員のほとんどが土木部長などの現職
又は退職県幹部職員によって構成されている県の外郭団体である。事実証明
書一の1、2頁の「各年度件数」欄に明らかのように、県は右二団体に対し、

長年にわたり本件同様の違法な業務委託を行ってきた。事実証明二及び三に
あるように、右二団体は、公益法人であるにも拘らず公益事業をほとんど行
わず、受注した委託業務の多くを再委託(下請)に出す等の収益事業により

多額の利益をあげてきた。一方、県の関係職員は、財務規則197条及び本件

各契約書において、委託業務の一括再委託の禁止と一部再委託に付したとき
の届出義務が明記されているにも拘らず、一括再委託及び無届再委託をあえ
て黙認してきた。本件違法行為は、このような両者の疊着の中で行われてき
たものであって、本件各隨意契約理由は、右二団体に対する単独発注を正當
化するために形式的に作成された全くの作文にすぎない。

1 職員指置請求の内容

(1) 請求の受理
本請求について、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成11年7月16
日これを受理した。

(2) 請求人

秋田市仁井田本町2丁目16の6
秋田市仁井田本町1丁目16の6
能代市浅内字中山174の12
能代市青葉町7-5
能代市砂留山11-15

団体役員 高橋京子
自 営 奈 良 知
無 職 佐々木 健
団体役員 納谷悟
団体役員 今井隆

- (四) 秋田県は、公正かつ締約性を確保しうる競争入札等法令が規定する方法で契約すれば、少なくとも、右二団体が再委託に付した価格以上の支出をする必要はなかつても拘らず、不当に高額の公金を支出する損害を受けた。
- よつて、関係職員に対し、右損害の補填を求める措置等を勧告するよう求められる。
- 2 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定
- 本請求について、法第252条の43第1項の規定により、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められたので、同条第2項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを相当と認め、平成11年8月5日に個別外部監査契約に基づく監査によることを決定した。
- 3 個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告
- 本請求について、法第252条の43第3項において準用する法第252条の39第5項の規定により個別外部監査契約を締結した者（以下「外部監査人」という。）から、平成11年10月4日に、法第252条の43第4項による監査の結果に関する報告の提出があつた。また、平成11年10月8日に、当該報告に関する説明資料等の追加提出があつた。これら的内容は、別紙の個別外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）のとおりである。
- 4 監査委員の判断
- 本請求について、法第252条の43第5項の規定により読み替える法第242条第3項の規定により、報告書に基づき次のとおり判断する。
- (1) 監査の対象事項
- 報告書によれば、県が、社団法人秋田県建設技術センター（以下「センター」という。）及び社団法人秋田県土地区画整理協会（以下「協会」という。）と締結した、別表1に掲げる596件の委託契約の締結・履行及びこれに伴う公金の支出を監査の対象としているが、別表2に掲げる16件の委託契約の締結及び公金の支出については、本件監査請求がなされた平成11年7月16日から1年を超えた以前になされたものであり、請求人が当該行為後、1年以上を経過してから住民監査請求をしたことについて正當な理由があると判断すべき特段の事情も認められないことから、住民監査請求の対象とはならないと判断する。
- したがつて、外部監査人が監査の対象とした別表1に掲げる596件の委託契約から別表2に掲げる16件を除いた580件の委託契約の締結・履行及びこれに伴う公金の支出が監査対象となる。
- (2) 隨意契約の違法性について

請求人は、予定価格100万円を超える各契約は、政令で定める要件に該当しないにもかかわらず、随意契約がなされたものとして違法である旨主張するので、以下検討する。

報告書によれば、予定価格が100万円を超える契約のうち、別表3に掲げる22件以外の委託契約については、いずれも地方自治法施行令（昭和22年政令第6号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号から第4号のいずれかに該当するものと認められている。

したがつて、これらの契約について違法であるとする請求人の主張は理由がないと判断する。

また、報告書によれば、別表3に掲げる22件の委託契約については、県は、設計価格を競争入札に付する場合に比して約8%低額ができるとの「価格の有利性」があることから令167条の2第1項第5号に該当すると判断し、随意契約を締結したときれ、このことについて、外部監査人は「価格の有利性については「一見明白に安価」である場合に限定すべきであり、8%程度では、必ずしも要件を充たしているとはいえない。」としている。

どの程度の価格の有利性があれば、令第167条の2第1項第5号に該当するのかについての具体的な基準が確立しているものではないが、8%程度の価格の有利性では、同号の「著しく有利な価格」という要件を充たすものとはいえないと判断されることから、結果として、別表3に掲げる契約のうち、1年超過により監査対象とならなかつた「環境衛生課に係る秋田県環境保全センターC区廻分場表面整備工事設計等積算業務委託」及び「平鹿土木事務所に係る県単雪害道路整備工事路線測量業務委託」を除ぐ20件の各契約の締結は、違法な契約の締結であったものと言わざるを得ない。

(3) 財務規則第172条第1項違反について

請求人は、「100万円以下の契約は、2人以上の契約の相手方となるべき者が見積書を徴してなされなければならないとの県財務規則172条に反し、違法である。」と主張するので、以下検討する。

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第172条第1項によれば、「随意契約によろうとするときは、2人以上の契約の相手方となるべき者が見積書を徴さなければならない。」とされているが、同項第4号に該当する場合、即ち、「契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当する場合については必ずしも2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴する必要はないとされている。また、令第167条の2第1項第2号から第7号に該当する場合は、当然に契約の相手方が特定されるものであるから、「契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当する

ものと解される。

そこで、請求人が財務規則第172条に反し違法であると主張する予定価格が100万円以下の契約についてみると、報告書によれば、当該契約のうち、別表4に掲げる契約以外の契約については、令第167条の2第1項第1号だけではなく、同項第2号から第4号のいずれかにも該当するものと認められていることから、「契約の内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当し、財務規則第172条第1項には違反しないと判断する。

しかし、報告書によれば、別表4に掲げる70件の契約については、随意契約の根拠条項が令第167条の2第1項第1号だけであることから、同表に掲げる契約のうち、1年超過により監査対象とならなかつた「北秋田土木事務所に係る県単河川改良工事測量業務」、「由利土木事務所に係る通常砂防工事用地測量」、「平鹿土木事務所に係る県単雪寒道路整備工事付替水路群細設計業務委託」、「雄勝土木事務所に係る用地測量委託通常砂防工事」及び「工業振興課に係る本荘工業団地登記図作成業務委託」の5件並びに「医務農業課に係る交通災害センター境界確定業務委託」の1件を除く64件の契約については、「契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当するとは言えず、財務規則第172条第1項に違反する契約の総結であったと判断される。

(4) 一括再委託の禁止及び無届再委託について

請求人は、「県の関係職員は財務規則197条及び本件各契約書において、委託業務の一括再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘わらず、一括再委託及び無届再委託をあえて黙認してきた。」と主張するので、以下検討する。

ア 一括再委託の禁止について

報告書によれば、センター及び協会が民間業者に再委託したものうち、再委託費比率が70%以上の契約については、外形象に一括再委託の可能性があるものとし、当該再委託について、両法人の担当者から業務全般にわたって実質的に関与しているとの回答を得たものの、これを立証する書類の提出がなかつたことから、「センター及び協会が再委託を行った相当部分は、一括再委託の禁止条項に反するおそれがあるものと解される。」としている。

仮に、センター及び協会が再委託を行った相当部分が一括再委託に当たるとすれば、県は、結果として、不恰當に契約違反を見過ごしていたことになり、不恰當な履行を怠っていたことになるが、報告書からは、センター及び協会が一括再委託を行っていたと断定する。

なお、財務規則第197条第1項は、「契約者は、工事の全部又は大部分を括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定しているが、

外部監査人が報告書において認めるところ、「工事」に該当しないことは明らかであり、仮に一括再委託の事実があったとしても、財務規則に違反するものとは言えない」と判断する。

イ 無届再委託の禁止について

報告書によれば、本件各契約については無届再委託の禁止条項があるものが多く、「県としては、契約に従つて下請負届の提出を求める必要があったものであり、無届再委託の状態を放置していた」としている。

前記アで判断したとおり、本件各契約が「工事」に該当しないことから、財務規則違反とはいえないものの、監査対象とした580件のうち、各契約書において無届再委託の禁止条項があるにもかかわらず、無届再委託がなされていた各契約については、契約の履行を不当に怠つたものと判断する。

(5) 県が受けた損害について

ア 請求人が主張する損害について

請求人は、「競争入札等法令が規定する方法で契約すれば、少なくとも、右二団体が再委託に付した価格以上の支出をする必要がなかつたにも拘わらず、不恰當に高額の公金を支出する損害を受けた。」と主張するので、以下検討する。

報告書によれば、県がセンター及び協会に発注する場合の設計価格の積算が他の民間業者に対する場合と比較して約8%安価に算定されていること、平成10年度における民間業者に発注した場合の請負比率から、両法人に随意契約で発注した契約について競争入札に付した場合の価格を推計すれば、両法人に随意契約で発注した金額のほうが低くなること、及び委託業務について、まれに落札価格が予定価格の50%から70%となる例もあるが、特殊な場合に限られ、長期にわたる低額受注は不可能であること等から、「両法人に随意契約で発注した契約金額は競争入札に付した場合の価格より低くなるため、県に損害を与えたという請求人の主張は認められない。」とされている。

また、前記(4)アで判断したとおり、センター及び協会が一括再委託を行つていたと断定することまではできない。

これらのことから、請求人の主張は理由がないものと判断する。

イ 不適正積算に伴う損害について

報告書によれば、別表5に掲げる11件の契約については、諸経費率の誤り等により過大積算があつたことから、「県に損害が発生したと認められる。」としている。

したがつて、別表5に掲げる契約のうち、1年超過により監査の対象とならなかつた「環境衛生課に係る秋田県環境保全センターC区処分場表面整備工事設計等積算業務委託」及び「中央児童相談所に係る福祉団地構内道路整備事業

外事課

「舗装工事設計業務委託」を除く9件の契約については、当該契約の締結に伴い、既に公金の支出がなされているとすれば、県に損害を与えていたことになり、また、まだ公金の支出がなされていないとすれば、県に損害を与えるおそれがあると判断する。

(6) まとめ

ア 県に損害は認められないものの、違法な契約の締結（令第167条の2第1項第5号該当として随意契約を締結したが、当該要件を欠いていたもの、及び財務規則第172条第1項第4号に該当しないにもかかわらず、2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵していないもの）及び契約の不履行（無届再委託）については、今後、同様の違法な契約の締結及び不恰當に契約の履行を怠ることがないようには正措置を講ずること。

イ 県に損害を与え、又は与えるおそれがあると判断される不適正積算に係る契約については、その損害額を精査の上、返還等所要の措置を講ずること。

以上とのおり勧告するので、その措置状況について11月14日を期限として回答するよう通知する。

別紙

個別外部監査の結果報告書

1 監査の概要

監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）第252条の43第2項に規定する住民監

査請求に係る個別外部監査

2 監査の請求事項

- (1) 秋田県（以下「県」という。）の土木工事等の発注課の課長らは、社団法人秋田県建設技術センター（以下「センター」という。）及び社団法人秋田県土地地区画整理事業協会（以下「協会」という。）に対し、測量・積算・現場技術等の各業務を単独随意契約で委託する旨の支出負担行為及び契約締結を決裁し、契約締結時に記載された発注金額を秋田県から支出させ、あるいは支出させようとしている。
- (2) 本件各契約は、自治法第234条第2項に基づく同法施行令第167条の2第1項（以下「政令」という。）の随意契約できる場合に該当するとして契約された。しかし、その理由は、政令で定める要件とは全く異なるものであって、予定価格が100万円超の各契約は競争入札に付すべきものを随意契約したものとして違法である。また、予定価格が100万円以下の各契約については、二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵してなされなければならないと

の秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）172条に反し、違法である。

(3) センター及び協会は、その会員及び役員のほとんどが土木部長などの現職または退職県幹部職員によって構成されている県の外郭団体である。県は両法人に対し、長年にわたり本件同様の違法な業務委託を行ってきた。両法人は公益法人であるにも拘らず公益事業をほとんど行わず、受注した委託業務の多くを再委託（下請）に出す等の収益事業により多額の利益をあげてきた。

一方、県の関係職員は、財務規則第197条及び本件各契約書において、委託業務の一括再委託の禁止と一部再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘らず、一括再委託及び無届再委託をあえて黙認してきた。本件違法行為は、このような両者の悪意の中で行われてきたものであって、本件各随意契約理由は、両法人に対する単独発注を正当化するために形式的に作成された全くの作文にすぎない。

(4) 県は、公正かつ経済性を確保しうる競争入札等法令が規定する方法で契約すれば、少なくとも両法人が再委託に付した価格以上の支出をする必要はなかつたにも拘らず、不当に高額の公金を支出する損害をうけた。

よつて、関係職員に対し、損害の補填を求める措置等を勧告するよう求める。

請求者 住所 秋田市仁井田本町二丁目16の6

職業 団体役員
氏名 高橋京子

他10名

請求日 平成11年7月16日

3 外部監査の方法

(1) 監査対象事項

上記「2 監査の請求事項」を監査対象事項とした。

監査対象とした委託契約の件数及び金額は次のとおりである。
請求人が記載した件数及び金額は

センターに対するもの	(488件)	1,412,942,060円
協会に対するもの	(132件)	341,551,860円
合計	(620件)	1,754,493,920円

であるが、精査の結果【別表1】のとおり

センターに対するもの	(467件)	1,415,582,910円
協会に対するもの	(129件)	344,231,160円
合計	(596件)	1,759,814,070円

であることが確認された。
発生した件数の差の内訳は次のとおりであり、契約金額の変更されているものなどにより5,320,150円増額されることになった。

(件数)	変更契約を当初契約に加えてカウントしたもの ダブルカウントによるもの	21件 2件
該当する契約のないもの		1件
合計		24件
(金額)		
金額誤りによるもの	△ 147,450円	7,859,500円
契約金額変更によるもの	△ 1,438,500円	△ 953,400円
ダブルカウントによるもの		
該当する契約のないもの		
合計		5,320,150円

なお、精査結果の件数・金額には、支払が監査請求のあった平成11年7月16日から1年を超えた以前に行われたものが(16件)14,819,700円【別表2】あり、これらは自治法第242条第2項の規定により監査対象から除外することができるが、敢えて対象外にはしなかった。

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して自治法第252条の43第5項の規定により、平成11年8月28日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

(3) 監査実施場所

監査は委託業務の管理を所掌する土木部監理課を中心にして実施した。なお、再委託契約に関する監査の実施にあたっては、センター及び協会も併せて調査を行った。

(4) 主な監査手続

この監査にあたっては、関係証拠書類の収集のほか、関係人よりその内容について説明を聴取したほか、県が積算した設計価格の妥当性については監査対象になつたすべての契約につき1件別の検証を行つた。

(5) 外部監査の実施期間

平成11年8月12日から平成11年10月4日まで

II 監査の結果

1 隨意契約の違法性について

(1) 請求人の主張

請求人は予定価格が100万円超の委託契約は競争入札に付すべきものであるから、随意契約をしたものば違法であると主張している。

(2) 結論に至る経緯

(一) 塗は、本件各委託業務を随意契約によって発生するときは、「支出負担行為」に随意契約による理由を政令第167条の2第1項第1号から第5号の該当号数を記載することによって、その理由を明らかにしている。

政令は、随意契約ができる場合として、上記に該当するものとして下記の要件を定めている。

- ① 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするととき(財務規則第171条により100万円以下の契約は随意契約できる)
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするととき
- ③ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
- ④ 競争入札に付することが不利と認められるとき
- ⑤ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき

(二) 上記各号の要件の本監査における具体的な内容は次のとおりである。

- ① 契約金額が少額であること
予定価格100万円以下の契約をする場合。
- ② 守秘性、補完性、特殊性があること
発注機関である県の固有業務を代行、補完するもので守秘性・公正性が強くもとめられる場合。
- ③ 競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求めて競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当ではなく、価格の有利性を多少犠牲にする結果になるとしても、契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約を締結する方法をとるのが、その目的を究極的に達成するうえでより妥当であり、ひいては県の利益の増進につながると合理的に判断される場合。
- ④ 緊急性があること
災害・事故その他の非常緊急の場合等、競争入札の方法による手続をとるときは、その時期を失し、あるいは契約の目的を全く達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益をこうむるに至るような場合。
本件委託契約では堤防崩壊・道路陥没等の災害に伴う応急工事、その他緊急復旧工事等が含まれる。
- ⑤ 一元性、現場業務精通性、関連性があること
全県一元的・統一的に行わないと契約の目的を達することができない場合、当該業務を過去に履行しているため詳細なデータを保有しており、価格・工期とともに他の者に履行させることができない場合。
現に履行中の業務に密接に関連する業務であるため、他の者と契約するのが不利である場合も含まれる。

総合公団

⑤ 価格が有利であること

他の業者と比較して一見明白に安価に契約できる見込みのある場合。

(二) 県が行った主な委託業務は次のとおりである。

① 測量業務

計画設定の基本となる基準点・地形・路線・河川・用地等の測量業務

② 設計業務

工事の実施にあたり道路・河川・構造物等の基本的な計画及び詳細な設計を行う業務

③ 積算業務

県が発注する工事の予定価格の基になる設計価格を算定する業務

④ 現場管理業務

現場の適正な履行を確保するために必要な監督又は検査を行う業務

⑤ 道路台帳補正・管理業務

地方交付税の算定基礎となる道路台帳を道路改良等に伴い修正を行うとともに、随時データの更新が必要な道路台帳をデータベース化し、電子情報として管理する業務

(四) 県の主な委託業務について、業務形態別に政令適合性を検討する。

① 測量業務

政令各号に該当しないと解され、基本的に競争入札に付すべきである。

ただし、100万円以下の業務・緊急性の高い業務・現場精通業務・継続中の業務並びに積算業務と密接に関連する業務、その他契約内容技術等の特殊性により随意契約によることがより妥当と判断される場合はこの限りでない。

② 設計業務

政令各号に該当しないと解され、基本的に競争入札に付すべきである。

ただし、100万円以下の業務・緊急性の高い業務・現場精通業務・継続中の業務並びに積算業務と密接に関連する業務、その他契約内容技術等の特殊性により随意契約によることがより妥当と判断される場合はこの限りでない。

③ 積算業務

県の固有業務を代行する業務であり、予定価格の積算過程は守密性が高く、競争入札になじまない。

センター及び協会は、県土木行政を補完する役割を担うべく県が主体となって設立された行政補完型の法人である。秘密を厳格に保持し、公共事業の公正な執行を確保するために、両法人と随意契約によって積算業務を

発注したことは違法不当とはいえない。

④ 現場管理業務

県の固有業務を代行する業務であり、積算業務に精通していることが必要であるため守密性が高く、競争入札になじまず随意契約によつて当該業務を発注したことは違法不当とはいえない。

⑤ 道路台帳補正・管理業務

全県的に均一性のある高い精度と全県的な整合性が要求され、県の道路に関するデータの管理、保管、蓄積、解析、補正までを一元的に集中管理することが要求される業務であることから、競争入札になじまず随意契約によつて発注したことは違法不当とはいえない。

(五) 県がセンター及び協会に随意契約で発注した委託業務のうち、予定価格が100万円以下の業務、積算業務、現場管理業務、道路台帳補正・管理業務は政令の「随意契約によることができるもの」に該当すると認められる。

一方、測量業務、設計業務については、本来競争入札に付すべきものであるが、政令第2号から第5号までのいずれかの要件を充たしているものについては、随意契約によつても違法不当とはいえないが、この場合であつても政令の解釈にあたつては厳格でなければならない。

(六) 監査対象とした委託契約を政令各号別に分類すると下記のとおりである。

第1号該当	少額性	249件	119,871,360円
第2号該当	守密性・補完性・特殊性	169件	803,343,450円
第3号該当	緊急性	22件	90,734,700円
第4号該当	一元性・現場業務性通性・関連性	134件	660,302,160円
第5号該当	価格の有利性【別表3】	22件	85,562,400円
合 計		596件	1,759,814,070円

(注) 該当号が複数ある契約の分類方法（優先順位）は、政令記載の順による。

道路台帳補正・管理業務は補完性と一元性を有するが、第4号該当とした。下水道台帳補正・管理業務は、道路台帳と同様第4号該当とした。

(3) 結論

- (一) 上記(2)件のうち、第5号該当の22件について、県は、センター及び協会に対する随意契約では、設計価格の算定基礎のうち諸経費率を20%近く抑えることができ、この結果、設計価格を約8%競争入札の場合よりも低廉にすることができるとの価格の有利性を主張しているが、価格の有利性については「一見明白に安価」である場合に限定するべきであり、8%程度では必ずしも要件を充たしているとはいえない。
- (二) なお、請求人は「監査の請求事項(3)」において、「各随意契約理由は、二団体に対する単独発注を正当化するために形式的に作成された全くの作文である」旨の主張をしているが、平成10年度における県土木部で発注した測量・設計の委託業務中、センター及び協会に対するものは(241件)874,999千円であり、一方、民間に対するものが(762件)6,128,408千円であって、これをもつしても両法人との各契約につき「本件各随意契約理由は、二団体に対する単独発注の正当化のため」ということはできないので、請求人の主張を認めるることはできない。
- 2 財務規則第172条第1項違反について
- (1) 請求人の主張
- 請求人は、随意契約によろうとするときは、二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴さなければならないと規定があるにも拘らずこれを徴していないから違法であると主張している。
- (2) 結論による経緯
- 財務規則第172条第1項では、随意契約によるときは二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徴さなければならないが、契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等の場合には、一人でも可としている。
- また平成5年3月30日付土木部監理課「建設工事等における随意契約の取り扱いについて」においても、留意事項のなかで「見積書は2人以上で、できるだけ多数の者から徴収すること」「不適正な予算執行を招くことのないよう慎重に判断のうえ適用すること」としている。
- (3) 結論
- 「契約内容の特殊性により相手方が特定される」業務のみが一者見積りできるものであり、それ以外は二者以上から見積りを徴さなければならないものである。政令第1号に該当する249件のうち第2、3、4号にも該当する179件を除く70件【別表4】の業務について、県の契約締結担当者がこの手続を行わず、医務薬事課に係る1件を除き、見積書を徴していかつたのは見積書の徴取義務違反といわざるをえない。
- 3 一括再委託の禁止について

(1) 請求人の主張

請求人は、請求の要旨のなかで両法人の組織及び業務について述べ、公益法人であるにも拘らず公益事業をほとんど行わず、収益事業により多額の利益をあげてきたと主張している。

また、請求人は、両法人が一括再委託の禁止規定があるにかかわらずこれを

(2) 結論に至る経緯

(一) 両法人の組織及び業務自体は、自治法第242条において定める住民監査請求の対象ではないので、本件監査の対象としては、本件各契約の締結及び履行が法律上、財務上適法妥当なものかを検討することとなるので以下検討する。

(二) まず、財務規則第197条第1項は、「契約者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託、又は請け負わせてはならない。」と規定しているが、本件各契約は同条に定める工事ということができないことは明らかであるから、同条に反するものではない。

(三) 本件各契約においては、「業務委託の一部又はすべての処理を他に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。」とするものや、「1 業務の全部を一括して、又は県が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならぬ。ただし、甲が設計図書において指定した輕微な部分を委託し、又は請負わせようとするときは、この限りではない。」とするものなど同旨の規定が多数見受けられ、必ずしも統一されているといい難い。

(四) このように本件各契約において、一括再委託を禁じたり、再委託において届出義務を課したりする根拠法令は存在しないが、契約条項に規定すること自体は財務規則第197条の趣旨や建設業法第22条の趣旨とも合致するもので適切なものと考えられる。

(五) 建設工事において、建設業法第22条は一括下請負を禁止している。この一括下請負については、建設省建設経済局長通達「一括下請負の禁止について」(平成4年12月17日建設省経建発第379号)において、「請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合」には、元請人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当するとしている。

(六) 一方、公共土木工事に係る調査・計画・設計等の業務契約の適正化は以前

総合公募

よりその必要性が指摘されてきたが、建設省は平成7年5月26日付「公共土木設計業務等標準委託契約書」（以下「約款」という。）をとりまとめ、公共工事発注機関並びに関係団体あてにこの活用の要請を行った。県はこれをうけ、測量業務について業務委託契約書に一括再委託禁止条項をいれ、平成9年4月よりその他の業務委託契約書においても禁止条項を適用した。

約款では、公共土木設計業務等においても「業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない」としている。従って、建設業法の解釈に照らして考えると、受注者が業務の実施に実質的に関与していると認められる場合には、仮に表面上、受注者が業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委任し又は請け負わせていると見えて、一括再委託にはあたらない。

ここで「実質的に関与」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工方法等の総合的な企画、業務全体の的確な施行を確保するための工程管理及び業務実施方法の決定、成果物の品質管理等）を行うことをいい、単に管理技術者を置いているだけでは実質的に関与しているとはいえない。

(セ) センター及び協会が民間業者に再委託したものうち、再委託費比率が70%以上の契約（260件）463,274,150円については、外形的に一括再委託による可能性があるものとして、両法人の担当者から再委託に付した業務の内容、自ら実行した業務の内容等の説明を求めたところ、再委託に付したものであっても業務全般にわたって実質的に関与しているとの回答があつたが、これを立証する作業日報その他の書類の提示はなかった。

※ 再委託費比率=再委託契約金額÷県との契約金額

(3) 結論

(一) 「実質的に関与」とは「かなりの程度」関与することが必要であり、かつ、

一括再委託禁止の趣旨が建設業法第22条と同様、中間搾取の禁止や相手方の

能力の信用性に基づく発注者の保護にあるところから、センター及び協会が再委託を行った相当部分は、一括再委託の禁止条項に反するおそれがあるものと解される。

(二) しかしながら、これらの契約違反により直ちに契約の無効をもたらすものではなく、契約目的が達成されないと認められる場合には、県は業務の禁止権または契約の解除権をもつと解される。しかし、契約の目的が達成されないと断定するに足りる事実は見受けられないので、本件各契約については県に契約どおりの履行が行われるよう監督すべき義務があることを指摘するにとどまざるを得ない。

4 無届再委託の禁止について

(1) 請求人の主張

請求人は、財務規則179条及び各契約書において一部再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘らず、センター及び協会の無届再委託の違法行為を黙認してきたと主張している。

(2) 結論に至る経緯

(一) 財務規則第197条第2項は「契約者は、工事の一部を下請負に付したときは契約担当者の承認を得て下請負に付したときは、直ちに下請負届を提出しなければならない」と規定しているが、本件各契約は財務規則に定める請負工事ということができないことは明らかであるから、同条に違反するものではない。

(二) 一方、業務委託契約書中には、「業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出しなければならない」との無届再委託の禁止条項があるものが多い。

(3) 結論

無届再委託の禁止規定は一括再委託の禁止条項と同様、前述の建設省建設経済局長通達をうけて契約条項に記載したものであることから、県としては、契約に従つて下請負届の提出を求める必要があつたものであり、無届再委託の状態を放置していたと言わざるを得ない。

5 県がうけた損害について

(1) 請求人の主張

請求人は、センター及び協会が競争入札の方法で契約すれば、両法人が再委託に付した価格以上の支出をする必要がなかつたから、両法人が県から受注した価格と再委託に付した価格との差額は県が被つた損害であると主張している。

(2) 結論に至る経緯

(一) 県は、測量業務・設計業務の積算に際し、建設省東北地方建設局で編集した『積算基準及び標準歩掛表（計画調査編）「全国統一基準」』及び『計画調査及び業務委託等積算資料「東北地建独自」』を基に、秋田県版として再編集して作成したものを使用している。また、設計委託のための労務単価について設定したものを、秋田県版として編集し採用している。

上記基準書以外のものについては、当該基準書の適用や見積りにより積算している。

(二) 監査請求を求められている596件の委託契約について積算価格の適正性を調査したところ、結果は下記のとおりである。

① 適正積算契約	483件	1,383,848,010円
② 判定の不能・困難業務	102件	344,311,710円
③ 不適正積算業務	11件	31,654,350円
合計	596件	1,759,814,070円

算入力や現場管理業務のように、積算の標準基準がありが存在しない業務は見積もりを取つて積算を行うことが通常行われているのに対し、県がこれを行つていなかつたことによるものであり、必ずしも不適正な積算が行わされたといふことはできない。

不適正積算業務は、諸経費・諸経費率の計算違い、単価・数量の計算違い、単純な計算ミス等によるものであり、過大積算・過少積算の両方があり、このうち過大積算と判定されるものの金額を集計すれば次のとおりである。

【別表5】

センター	10件	1,420,155円
協会	1件	234,150円
合計	11件	1,654,305円

(二) センター及び協会に発注する場合の設計価格の積算においては、他の民間業者に対する場合の諸経費率が直接人件費の120%であるのに対し100%とし、技術経費についても民間業者に比べて10%程度低率に設定しているため、仕上りの設計価格が約8%安値に算定されている。

(四) 平成10年度県土木部で発注した測量・設計業務の主な委託契約の請負比率は【別表6】のとおりであり、両法人への随意契約によるものが93.26%であるのに対し、民間への指名競争入札によるものが97.21%でその差は僅か1%である。

設計価格が民間業者に対するものより約8%低額に設定され、請負比率が民間業者に対し約1%高いということは、契約価格は民間業者に対するものよりも約6%低額であることができる。

民間 設計価格100% × 請負比率97% = 97.00 %
両法人 設計価格 92% × 請負比率98% = 90.16 %
差 差
※ 請負比率=契約金額÷設計金額

なお、民間業者に対する請負比率は、1件別に検証した結果相違ないことが確認された。

(五) 積算価格は民間業者でもかなり正確に把握できるため、競争入札においても概ね予定価格の96~98%程度が落札価格となっている。委託業務には最低

制限価格を設けないので、まれに落札価格が予定価格の70~50%となる例もあるが、これはその会社が実績を作るために採算を度外視した値引き受注であつたり、その業務が予備設計であつて、次年度以降に初年度の金額の数倍となる実施設計業務の発注が予定されており、これと併せて採算を取ろうとするような特殊な場合に限られる。一般的に測量、設計等の業務を行つている企業の税引後利益は1~7%であり、10%以上の値引きは経営を危うくすると考えられるので、長期にわたる低額受注は不可能である。

(3) 結論

(一) 上述のとおり、県の設計価格は概ね適正であり、両法人に不适当に高額な発注したとは認め難い。また設計価格は歩掛りの適用範囲の最低限値を用いて算定されており、請負比率も民間に対するものとほとんどかわらないことから、両法人に随意契約で発注した契約金額は競争入札に付した場合の価格よりも低くなるため、県に損害を与えたという請求人の主張は認められない。

(二) しかしながら、不適正積算業務であると判定された積算価格1,654,305円については、県に損害が発生したと認められる。

6 今後の業務委託のあり方

(1) 公共工事を巡つては、県民ニーズの多様化や公正性・透明性等を確保するための入札契約制度の改革、品質確保のための施工監督の強化などにより、県職員の事務が細分化・多様化・複雑化の傾向にある。

一方、県行政改革大綱においては、職員数の縮減を計画的に推進することになつております、適正な事業の執行を確保するために、現在の土木技術職員の業務の大半を占めている設計・積算・現場管理業務等の一部について、今後とも必要に応じて外部委託を進めざるえない現状にある。

(2) 両法人に対して随意契約で発注してきた本件業務の執行にあたっては、政令が認める業務に限定し、その他の業務は、競争入札によって契約価格が逆に上昇することのないよう施策を講じながら、広く民間業者に開放すべきである。

なお、政令の解釈にあたつて、契約の原則は競争入札によるものであることを認識し、随意契約の判断に疑惑を生じるものについては原則による契約方法をとらなければならない。

(3) また、県は、予定価格100万円以下の委託契約について随意契約によろうとするときは、「相手方が特定されるものを除き二人以上の相手方から見積書を徴しなければならない」という財務規則の規定を遵守しなければならない。

(4) 本件業務委託契約の執行にあたつて、財務関係法令及び随意契約に関する理解が不十分と見られるものも存在するので、改めて全局的にこれらの運用基準を統一するとともに法令の理解遵守方を徹底すべきであると考えられる。

(5) 県は、センター及び協会がその設立の趣旨を踏まえ、できるだけ競争入札にない業務に特化することともに、公益性を確保しながら経営の健全性を維持し、また一括再委託の疑いをもたれるような再委託による業務処理をすることのないよう指導監督しなければならない。

III 利害関係

監査の対象とした事項につき、秋田県と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

別表1

発注課所	センター協会	
	件数	発注金額(円)
地域開発課	2	860,160
高齢福祉課	3	12,631,500
障害福祉課	2	2,881,200
医務事業課	1	966,000
消防防災課	2	6,472,200
環境衛生課	8	12,761,700
自然保護課	4	16,156,350
観光課	9	18,766,650
工業振興課	1	1,153,950
職業能力開発課	1	28,402,500

監理課	2	41,766,900	
道路建設課	1	6,791,400	
道路維持課	4	53,154,150	
中央児童相談所	2	2,512,650	
秋田農林事務所			1 491,400
鹿角土木事務所	29	60,335,100	2 1,375,500
北秋田土木事務所	45	150,027,150	18 38,614,800
山本土木事務所	38	96,689,250	5 18,049,500
秋田土木事務所	65	267,393,000	28 46,026,960
由利土木事務所	34	116,079,600	32 133,297,500
仙北土木事務所	51	138,064,500	20 27,163,500
平鹿土木事務所	81	169,054,200	15 53,935,350
雄勝土木事務所	64	149,809,800	4 14,362,950
北部流域下水道事務所	2	999,600	
中央流域下水道事務所	1	8,400,000	
南部流域下水道事務所	1	3,990,000	
秋田港湾事務所	1	1,345,050	1 620,550

能代港湾事務所	1	9,345,000		
萩形・森吉ダム管理事務所	2	4,485,600		
旭川ダム管理事務所	1	945,000		
岩見ダム管理事務所	1	1,312,500		
素波里・水沢ダム管理事務所	1	829,500		
早口ダム管理事務所	1	714,000		
山瀬ダム管理事務所	2	3,094,350		
大松川ダム・発電所建設事務所	1	5,880,000		
都市公園建設事務所	1	84,000	1	8,916,600
計	467	1,415,582,910	129	344,231,160
総計		596		1,759,814,070

別表2 1年超過の16件の一覧表

センター分				
課 所	契 約 の 名 称	支 払 年 月 日	契約金額(円)	
地域開発課	新水族館建設地測量業務委託	10. 7. 14	676,200	
環境衛生課	環境保全センターC区処分場表面整備工事設計等積算業務委託	10. 5. 29	1,085,700	
観光課	男鹿山オートキャンプ場整備工事積算業務委託	10. 6. 30	2,030,700	
"	矢島スポーツ宿泊センターグラウンド改修工事積算業務委託	10. 6. 18	169,050	
中央児童相談所	福祉団地構内道路整備事業 舗装工事設計業務委託	10. 5. 29	1,076,250	
北秋田土木事務所	県単河川改良工事測量業務	10. 6. 30	417,900	
秋田土木事務所	地方特定道路整備工事積算業務	10. 6. 24	1,092,000	
"	広域河川改修工事用地測量業務	10. 6. 30	278,250	
由利土木事務所	通常砂防工事用地測量	10. 7. 13	309,750	
平鹿土木事務所	県単寒道整備工事路線測量業務委託	10. 5. 29	1,543,500	

平鹿土木事務所	地方特定道路整備工事積算業務委託	10. 5. 29	1,883,700
"	県単雪寒道路整備工事付替水路詳細設計業務委託	10. 6. 19	791,700
"	生活圈30分形成道路整備工事積算業務委託	10. 7. 8	1,657,950
雄勝土木事務所	設計委託 通常砂防工事	10. 7. 3	1,155,000
"	用地測量委託 通常砂防工事	10. 7. 3	241,500
計		15件	14,409,150
協会分			
課 所	契 約 の 名 称	支払年月日	契約金額(円)
工業振興課	本荘工業団地登記図作成業務委託	10. 5. 29	410,550
計		1件	410,550
合 計		16件	14,819,700

別表3 政令第5号該当の22件の一覧表

センターフ				
課 所	契 約 の 名 称	契約年月日	契約金額(円)	
環境衛生課	秋田県環境保全センターC 区区分場表面整備工事設計等積算業務委託	10. 4. 3	1,085,700	
北秋田土木事務所	県単河川改良工事護岸詳細設計	10. 6. 10	2,950,500	
"	県単道路改築工事測量設計	10. 9. 29	6,919,500	
仙北土木事務所	雪寒道路整備工事測量設計	10. 7. 17	5,468,400	
"	地方特定道路整備工事路線測量	10.11.24	7,230,300	
"	国道道路改築工事道路設計	10.12.16	3,629,850	
"	通常砂防工事護岸工詳細設計	10. 6. 15	2,824,500	
"	県単砂防工事測量設計	10. 8. 3	1,828,050	
"	県単砂防工事現況調査	11. 3. 5	5,009,550	
"	通常砂防工事護岸工詳細設計	11. 3. 2	8,417,850	

仙北土木事務所	通常砂防工事護岸工事詳細設計	10.12. 7	3,664,500
平鹿土木事務所	県単雪寒道路整備工事路線測量業務委託	10. 4.13	1,543,500
"	地方特定道路整備工事歩道設計等業務委託	10. 6.30	6,097,350
"	地方特定道路整備工事林地開発許可申請調書作成業務委託	10. 8.27	1,228,500
"	県単雪寒道路整備工事流雪溝測量設計業務委託	10. 8.31	5,961,900
"	地方特定道路整備工事道路詳細設計業務委託	10.10.14	4,100,250
"	流雪溝測量設計業務委託	10.11.19	1,536,150
雄勝土木事務所	林地開発協議書作成委託 ふるさとづくり推進事業工事	10. 7.27	1,554,000
計	19件		72,824,850
協会分			
課 所	契 約 の 名 称	契約年月日	契約金額(円)
平鹿土木事務所	県単砂防工事地形測量業務委託	10.11.26	1,034,250

平鹿土木事務所	地方特定道路整備工事道路設計業務委託	10.12. 3	2,778,300
"	県単河川改良工事排水樋管設計業務委託	11. 1.11	8,925,000
"	合 計	3件	12,737,550
			85,562,400

別表4 財務規則172条第1項違反の業務の一覧表

センター分			
課 所	契 約 の 名 称	契約年月日	契約金額(円)
北秋田土木事務所	県単河川改良工事測量業務	10. 4. 8	417,900
"	県単砂防工事用地測量	10. 8.10	420,000
"	県単砂防工事用地測量	10. 9. 2	562,800
山本土木事務所	緊急地方道路整備水路測量 設計	10.11.25	459,900
"	県単河川改良工事用地測量	10. 9.17	457,800
秋田土木事務所	県単砂防工事地形測量業務 委託	10.12.16	953,400
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 用地測量	10. 6. 1	728,700
由利土木事務所	通常砂防工事用地測量	10. 5.25	309,750
"	広域河川改修工事測量業務	10. 7. 2	245,700
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	598,500
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	693,000
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 用地測量	10. 8.10	945,000
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 用地測量	10. 8.27	445,200
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 用地測量	10. 9.10	651,000

北秋田土木事務所	県単急傾斜地崩壊対策工事 急傾斜指定業務	10.10. 6	714,000
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 急傾斜指定業務	10.10. 6	714,000
"	公用用財産管理費荒川測量	10.11.25	459,900
山本土木事務所	緊急地方道路整備水路測量 設計	10.12.16	953,400
"	県単砂防工事地形測量業務 委託	10.12.21	970,200
秋田土木事務所	県単砂防工事用地測量業務	11. 3. 9	978,600
由利土木事務所	通常砂防工事用地測量	10. 5.25	309,750
"	広域河川改修工事測量業務	10. 7. 2	245,700
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	598,500
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	693,000
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	892,500
"	急傾斜地崩壊対策工事用地 確定測量	10. 8. 3	430,500
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 用地測量	10. 8. 3	430,500

由利土木事務所	県単急傾斜地崩壊対策工事用地確定測量	10. 8. 3	363,300
"	県単急傾斜地崩壊対策工事用地確定測量	10. 8. 3	397,950
"	県単急傾斜地崩壊対策工事用地確定測量	10. 8. 3	325,500
"	県単砂防調査費砂防調査	10.12. 1	231,000
"	県単急傾斜地崩壊対策工事急傾斜指定地業務	11. 1.12	556,500
"	県単急傾斜地崩壊対策工事急傾斜指定地業務	11. 1.12	556,500
"	急傾斜地崩壊対策工事地形測量	11. 1.11	882,000
"	急傾斜地崩壊対策工事地形測量	11. 1.25	565,950
"	砂防指定地等管理 定地管理業務	11. 3.11	228,900
仙北土木事務所	県単雪害道路整備工事道 路設備測量	10. 7.23	778,050
"	県単河川改良工事河川概略 設計	10.10.26	577,500
"	県単砂防工事設計業務	10.11. 2	451,500

仙北土木事務所	県単砂防調査費 指定地申請書作成業務	11. 1.22	735,000
平鹿土木事務所	県単雪害道路整備工事付替 水路詳細設計業務委託	10. 5. 6	791,700
"	県単急傾斜地崩壊対策法面 工設計業務委託	10. 5.25	682,500
"	県単急傾斜地崩壊対策工事用地確定測量業務委託	10. 5.25	892,500
"	急傾斜地崩壊対策工事用地確定測量業務委託	10. 6.25	808,500
"	県単砂防工事用地測量調査 算定業務委託	10. 7. 1	976,500
"	県単急傾斜地崩壊対策工事急傾斜地指定調書作成業務 委託	10. 7. 6	756,000
"	県単急傾斜地崩壊対策工事 法面工設計業務委託	10. 8. 3	682,500
"	県単砂防工事地形測量業務 委託	10.11. 9	764,400
"	広域河川改修工事広場工詳 細設計業務委託	10.12.25	682,500
"	通常砂防工事親水護岸工詳 細設計業務委託	10.12.24	708,750
"	県単河川改良工事設計業務 委託	11. 1.18	945,000

株式会社

平鹿土木事務所	県単河川改良工事橋梁設計 業務委託	11. 2. 8	540,750
"	通常砂防工事付替道路詳細 設計業務委託	11. 3. 8	892,500
"	広域河川改修工事用地測量 業務委託	11. 3.10	483,000
"	災害査定調査費県単災害査定 調査調書作成業務委託	10.11.25	945,000
雄勝土木事務所	測量委託地方特定道路整備 工事	10. 5.15	483,000
"	運用マニュアル改定業務委 託 鬼首道路管理事業	10. 7.13	304,500
"	用地測量委託 通常砂防工 事	10. 5. 8	241,500
萩形・森吉ダム管理 事務所	ダム堆砂測量業務委託	10.12. 1	995,400
素波里・水沢ダム管 理事務所	ダム貯水池深浅測量業務	10. 9. 8	829,500
都市公園建設事務所	公園台帳作成業務	11. 3.10	84,000
計	58件		36,246,000
協会分			
課 所	契 約 の 名 称	契約年月日	契約金額(円)

医務薬事課	交通災害センター境界確定 業務委託	10. 8.12	966,000
工業振興課	本荘工業団地登記図作成業 務委託	10. 4.21	410,550
北秋田土木事務所	急傾斜地崩壊対策工事用地 測量	11. 1.13	614,250
秋田土木事務所	県単砂防調査費地形測量業 務委託	10.10. 5	416,850
平鹿土木事務所	地方特定街路整備工事用地 測量業務委託	10.11. 9	955,500
"	県単街路工事景観設計業務 委託	11. 2. 9	769,650
"	地方特定街路工事付替道路設計 業務委託	11. 2.17	430,500
"	通常砂防工事付替道路詳細 設計業務委託	11. 3. 8	273,000
"	地方特定街路工事用地測量 業務委託	11. 3.11	194,250
雄勝土木事務所	測量業務委託地方特定街路 整備工事	10. 6.17	693,000
"	認可申請書作成委託	10. 8.25	334,950

センターフ		別表5 不適正積算業務一覧表			
発注課所	件名	発注積算額	適正積算額	差額	理由等
鹿角土木事務所	通年橋梁災害復旧工事積算業務委託	3,262,350	3,210,900	51,450	民間委託諸経費率採用 (220%→200%)
秋田土木事務所	県単急傾斜地崩壊対策工事用地測量業務	290,850	265,065	25,785	民間委託諸経費率採用 (87.8%→70.2%)
平鹿土木事務所	国道道路改築工事道路台帳補正業務委託	1,825,950	1,544,550	281,400	区分、単価の誤り
消防防災課	秋田県消防防災・警察ヘリコプター基地造成工事現場技術業務	4,522,350	4,279,810	242,540	諸経費率の誤り (80%→70%)、 技術経費率の誤り (180%→170%)
環境衛生課	秋田県環境保全センターC区廻分場表面整備工事設計等積算業務委託	1,108,800	991,200	117,600	直接人件費及び諸経費の計算誤り
"	環境保全センターC区廻分場表面整備工事現場技術業務委託	2,650,200	2,398,200	252,000	諸経費率の誤り (90%→70%)、 技術経費率の誤り (190%→170%)
"	能代産業廃棄物処理センターに係る原水貯留施設整備工事現場技術業務委託	2,047,500	1,939,350	108,150	諸経費率の誤り (80%→70%)、 技術経費率の誤り (180%→170%)
"	能代産業廃棄物処理センターに係る処分場覆土工事現場技術業務委託	1,605,450	1,520,420	85,030	諸経費率の誤り (80%→70%)、 技術経費率の誤り (180%→170%)
觀光課	男鹿山オートキャンプ場造園工事現場技術業務委託	3,070,200	2,906,400	163,800	諸経費率の誤り (80%→70%)、 技術経費率の誤り (180%→170%)

解公県田水

中央児童相談所	福祉団地構内道路整備事業舗装工事設計 業務委託	1,098,900	1,006,500	92,400	民間委託諸経費率採用の誤り (120%→100%)
	計			1,420,155	
協会分					
発注課所	件名	発注積算額	適正積算額	差額	理由等
山本土木事務所	ふるさとづくり推進事業工事測量設計業 務委託	10,588,200	10,354,050	234,150	技師長推量歩掛りの誤り (5人→0.5人)
	計			234,150	
	合計			1,654,305	
別表6 平成10年度 秋田県土木部で発注した主な委託業務の請負比率等					
(1) センター及び協会への測量・設計業務の委託業務					
(金額単位:千円)					
	① 委託件数	② (設計金額)	③ (契約金額)	請負(③/②)率	平均設計金額 (②/①) 備考
測量					
センターセンター	93	244,271	239,801	98.17%	2,627 隨意契約
協会	44	171,749	169,269	98.56%	3,903 隨意契約
量					
公益法人	137	416,020	409,070	98.33%	3,037 隨意契約
設					
セントラル	85	371,822	365,139	98.20%	4,374 隨意契約
協会	19	102,650	100,790	98.19%	5,403 隨意契約
計	104	474,472	465,929	98.20%	4,562

センター	178	616,093	604,940	98.19%	3,461	随意契約
協会	63	274,399	270,059	98.42%	4,356	随意契約
公益法人計	241	890,492	874,999	98.26%	3,695	

(2) 民間への測量・設計業務の委託業務

(金額単位：千円)

	① 委託件数	② (設計金額 最終)	③ (契約金額 最終)	請(③／②) 率	平均設計金額 (②／①)	備考
測量委託	328	2,131,179	2,066,380	96.96%	6,497	指名競争のみ
設計委託	434	4,173,055	4,062,028	97.34%	9,615	指名競争のみ
合計	762	6,304,234	6,128,408	97.21%	8,273	

※注 このデータは「土木事業執行管理システム」のデータから抽出したものである。

監査結果公告第15号

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項の規定による住民監査請求について、法第252条の43第5項の規定により読み替える法第242条第3項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成11年10月14日

秋田県監査委員 加藤義康
秋田県監査委員 山田靖男
秋田県監査委員 工藤昇
秋田県監査委員 宮澤宣夫

1 職員配置請求の内容

(1) 請求の受理

本請求について、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成11年9月9日これを受理した。

(2) 請求人

秋田市仁井田本町2丁目16-6	団体役員 高橋京子
秋田市仁井田本町1丁目16の6	自 営 奈良健
能代市浅内字中山174の12	無職 佐々木谷納
能代市青葉町7-5	団体役員 井松桜
能代市砂留山11-15	団体役員 今田橋
秋田市桜1丁目5の19	団体役員 鎌谷正和
秋田市保戸野鉄砲町3の55	
湯沢市深堀字深堀5	
湯沢市湯ノ原1-1-36	
秋田市牛島字兎谷地116の2	

(3) 職員配置請求の要旨(原文)

— 請求の要旨

(一) 秋田土木事務所及び仙北土木事務所の所長らは、(社)秋田県土地区画整

理協会に対し、事実証明1~4(支出負担行為同兼支出命令書、契約締結

同)記載の通り、各業務委託契約を決裁し、右契約に基づき合計金1,795万

2,480円の公金を秋田県から支出させ、あるいは支出させようとしている。

(二) 本件各契約は、自治法234条第2項及び県財務規則172条に反し、違法である。詳しくは、事実証明5(1999年7月16日付け住民監査請求書)の一の(二)及び三項を援用する。

(三) 右違法行為によって、秋田県は、不适当に高額の公金を支出をする損害を受けた。

よって、関係職員に対し、右損害の補填を求める措置等を勧告するよう求められる。

(四) 本件各契約は、その内容等において請求人らが1999年7月16日付で住民監査請求した各違法契約とほとんど同様であり、これと別個に監査請求を行なうことは請求人らの望むところではなかった。しかし、請求人鈴木正和が行つた本件各契約等を含む前記土地区画整理協会との契約に関する情報公開請求に対し本件各契約文書を違法に公開せず、1999年8月24日及び26日になつて「追加公開」したため、右請求に適法に公開された各契約に対して行った前記監査請求においては本件各契約について監査を求めることができず、やむを得ず別件請求となつた次第である。

注1 請求の要旨(二)で援用されている事実証明5の一の(二)は次のとおりである。

本件各契約は、自治法234条第2項に基づく同法施行令167条の2第1項(以下「政令」という)の随意契約できる場合に該当するとして契約された。しかし、その理由は、右政令で定める要件とは全く異なるものであつて、予定価格が100万円以上の各契約は、競争入札に付すべきものを随意契約したものとして違法である。100万円未満の契約は、2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵してなされなければならないとの県財務規則172条に反し、違法である。

注2 請求の要旨(二)で援用されている事実証明5の一の(二)は次のとおりである。

センター及び協会は、その会員及び役員のほとんどが土木部長などの現職又は退職県幹部職員によつて構成されている県の外郭団体である。事実証明書一の1、2頁の「各年度件数」欄に明らかのように、県は右二団体に対し、長年にわたり本件同様の違法な業務委託を行つてきた。本件違法行為は、このような両者の癒着の中で行わってきたものであつて、本件各随意契約理由は、右二団体に対する単独発注を正当化するために形式的に作成された全くの作文にすぎない。

2 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定

本請求について、法第252条の43第1項の規定により、併せて監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが求められたので、同条第2項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当と認め、平成11年9月16日に個別外部監査契約に基づく監査によることを決定した。

3 個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告

本請求について、法第252条の43第3項において準用する法第252条の39第5項の規定により個別外部監査契約を締結した者（以下「外部監査人」という。）から、平成11年10月4日に、法第252条の43第4項による監査の結果に關する報告の提出があつたが、同月12日に当該報告に代えて、より詳細な同項による監査の結果に關する報告の提出があつた。

その内容は、別紙の個別外部監査の結果報告書（以下「報告書」という。）のとおりである。

4 監査委員の判断

本請求について、法第252条の43第5項の規定により読み替える法第242条第3項の規定により、報告書に基づき次のとおり判断する。

(1) 監査の対象事項

県が、社団法人秋田県土地区画整理協会（以下「協会」という。）と締結した「報告書I」の3(1)に掲げる4件の委託契約の締結・履行及びこれに伴う公金の支出を監査の対象と判断する。

(2) 隨意契約の違法性について
請求人は、予定価格100万円を超える各契約は、政令で定める要件に該当しないにもかかわらず、随意契約がなされたものとして違法である旨主張するので、以下検討する。

報告書によれば、予定価格が100万円を超える委託契約は、いずれも地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号又は第3号に該当するものと認められている。

したがって、これらの契約について違法であるとする請求人の主張は理由がないと判断する。

(3) 財務規則第172条第1項違反について

請求人は、「100万円以下の契約は、2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵してなされなければならないとの県財務規則172条に反し、違法である。」と主張するので、以下検討する。

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）第172条第1項によれば、「随意契約によろうとするときは、2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵さなければならぬ。」とされているが、同項第4号に該当する場合、即ち、「契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当する場合は必ずしも2人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵する必要はないとされている。また、令167条の2第1項第2号から第7号に該当する場合は、当然に契約の相手方が特定されるものであるから、「契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当するも

のと解される。

報告書によれば、予定価格が100万円以下の2件の契約については、令167条の2第1項第1号だけではなく、同項第4号にも該当するものと認られていることから、「契約の内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等」に該当し、財務規則第172条第1項には違反しないと判断する。

(4) 一括再委託の禁止及び無届再委託について

請求人は、本請求において一括再委託の禁止及び無届再委託については具体的には言及していないものの、平成11年7月16日付けの住民監査請求において、「県の関係職員は財務規則197条及び本件各契約書において、委託業務の一括再委託の禁止と一部再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘わらず、一括再委託及び無届再委託をあえて黙認してきた。」と主張しているので、以下検討する。

ア 一括再委託の禁止について

報告書によれば、協会が民間業者に再委託したものの中、再委託費比率が70%以上の契約については、外形的に一括再委託の可能性があるものとし、当該再委託について、協会の担当者から業務全般にわたって実質的に関与しているとの回答を得たものの、これを立証する書類の提出がなかったことから、「協会が再委託を行った相当部分は、一括再委託の禁止条項に反するおそれがある」と解される。」としている。

仮に、協会が再委託を行った相当部分が一括再委託に当たるとすれば、県は、結果として、不當に契約違反を見過ごしていたことになり、不當に契約の履行を怠つていたことになるが、報告書からは、本件各契約について、協会が一括再委託を行っていたと断定することまではできないと判断する。

なお、財務規則第197条第1項は、「契約者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。」と規定しているが、外部監査人が報告書において認めるところ、本件各契約が同項にいうところの「工事」に該当しないことが明らかであり、仮に一括再委託の事実があったとしても、財務規則に違反するものとは言えないと判断する。

イ 無届再委託の禁止について

報告書によれば、無届再委託の禁止条項があるものが多くの県としては、契約に従つて下請負届の提出を求める必要があつたものであり、無届再委託の状態を放置していたとしている。

前記アで判断したとおり、本件各契約が「工事」に該当しないことから、財務規則違反とはいえないものの、本件各契約のうち、各契約書において無届再委託の禁止条項があるにもかかわらず、無届再委託がなされていて各契約につ

いては、契約の履行を不當に怠ったものと判断する。

(5) 県が受けた損害について

請求人は、本件契約の締結・履行により、県は、不适当に高額の公金を支出したことにより損害を受けた旨主張するので、以下検討する。

報告書によれば、県が協会に発注する場合の設計価格の積算が他の民間業者に対する場合と比較して約8%安価に算定されていること、平成10年度における民間業者に発注した場合の請負比率から、協会に随意契約で発注した契約について競争入札に付した場合の価格を推計すれば、協会に随意契約で発注した金額のほうが低くなること、及び委託業務について、まれに落札価格が予定価格の50%から70%となる例もあるが、特殊な場合に限られ、長期にわたる低額受注は不可能であること等から、「協会に随意契約で発注した契約金額は競争入札に付した場合の価格より低くなるため、県に損害を与えたという請求人の主張は認められない。」とされている。

また、前記(4)アで判断したとおり、協会が一括再委託を行っていたと断定することまではできない。

(6) まとめ

契約の不履行（無届再委託）については、今後、同様のことがないよう是正措置を講ずること。

以上とのおり勧告するので、その措置状況について11月14日を期限として回答するよう通知する。

別紙

個別外部監査の結果報告書

請求日
平成11年9月9日

3 外部監査の方法

(1) 監査対象事項

上記「2 監査の請求事項」を監査対象事項とした。
監査対象とした委託契約の件数及び金額は次のとおりである。

発注課所	業務内容	契約日	契約金額(円)
秋田土木事務所	河川災害用測量業務委託	10. 7.13	15,578,430
仙北土木事務所	現年河川災害復旧工事積算業務委託	10.11.30	1,039,500

た。しかし、その理由は、政令で定める要件とは全く異なるものであって、予定価格が100万円超の各契約は競争入札に付すべきものを随意契約したものとして違法である。また、予定価格が100万円以下の各契約については、二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵してなされなければならないと

の秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）172条に反し、違法である。（3）協会は、その会員及び役員のほとんどが土木部長などの現職または退職県幹部職員によって構成されている県の外郭団体である。県は協会に対し、長年にわたり本件同様の違法な業務委託を行ってきた。協会は公益法人であるにも拘らず公益事業をほとんど行わず、受注した委託業務の多くを再委託（下請）に出す等の収益事業により多額の利益をあげてきた。

一方、県の関係職員は、財務規則第197条及び本件各契約書において、委託業務の一括再委託の禁止と一部再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘らず、一括再委託及び無届再委託をあえて黙認してきた。本件違法行為は、このような両者の癒着の中で行われてきたものであつて、本件各随意契約理由は、協会に対する単独発注を正当化するために形式的に作成された全くの作文にすぎない。

（4）県は、公正かつ経済性を確保しうる競争入札等法令が規定する方法で契約すれば、少なくとも協会が再委託に付した価格以上の支出をする必要はなかつたにも拘らず、不适当に高額の公金を支出する損害をうけた。

よつて、関係職員に対し、損害の補填を求める措置等を勧告するよう求める。

請求者 住所 秋田市仁井田本町二丁目16の6

職業 団体役員
氏名 高橋京子
他9名

請求日
平成11年9月9日

3 外部監査の方法

(1) 監査対象事項

上記「2 監査の請求事項」を監査対象事項とした。
監査対象とした委託契約の件数及び金額は次のとおりである。

仙北土木事務所	国道路改築工事道路台帳 補正業務委託	11. 3.10	935,550
"	国道路改築工事道路台帳 補正業務委託	10.11. 6	399,000
合計			17,952,480

(2) 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して自治法第252条の43第5項の規定により、平成11年9月30日証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、請求の趣旨が前回請求とほとんど同様であるとの理由で請求人より出席しない旨回答があった。

(3) 監査実施場所

監査は委託業務の管理を所掌する土木部監理課を中心にして実施した。なお、再委託契約に関する監査の実施にあたっては、協会も併せて調査を行った。

(4) 主な監査手続

この監査にあたっては、関係証拠書類の収集のほか、関係人よりその内容について説明を聴取したほか、県が積算した設計価格の妥当性については監査対象になったすべての契約につき1件別の検証を行った。

なお、平成11年7月16日付けで請求のあった住民監査請求と同様の内容と判断し、一体的に監査を行った。

(5) 外部監査の実施期間

平成11年9月29日から平成11年10月4日まで

II 監査の結果

1 隨意契約の違法性について

(1) 請求人の主張

請求人は予定価格が100万円超の委託契約は競争入札に付すべきものであるから、随意契約をしたものには違法であると主張している。

(2) 結論

① 監査対象とした委託契約を政令各号別に分類すると下記のとおりである:

第1号該当	少額性	2件	1,334,550円
第2号該当	守秘性・補完性・特殊性	1件	1,039,500円

第3号該当	緊急性	1件	15,578,430円
第4号該当	一元性・現場業務精通性・関連性	0件	0円
第5号該当	価格の有利性	0件	0円
合計		4件	17,952,480円

(注) 該当号が複数ある契約の分類方法（優先順位）は、政令記載の順による。

道路台帳補正・管理業務は補完性と一元性を有するが、第4号該当とした。

② 測量業務

政令各号に該当しないと解され、基本的に競争入札に付すべきである。ただし、100万円以下の業務・緊急性の高い業務・現場精通業務・継続中の業務並びに積算業務と密接に関連する業務、その他契約内容技術等の特性により随意契約によることがより妥当と判断される場合はこの限りでない。

③ 積算業務

県の固有業務を代行する業務であり、予定価格の積算過程は守秘性が高く、競争入札になじまない。

協会は、県土木行政を補完する役割を担うべく県が主体となって設立された行政補完型の法人である。秘密を厳格に保持し、公共事業の公正な執行を確保するために、協会と随意契約によって積算業務を発注したことは違法不当とはいえない。

④ 道路台帳補正・管理業務

全県的に均一性のある高い精密度と全県的な整合性が要求され、県の道路に関するデータの管理、保管、蓄積、解析、補正までを一元的に集中管理することが要求される業務であることから、競争入札になじまず随意契約によって発生したことは違法不当とはいえない。

⑤ 結論

随意契約の違法性は、見受けられない。

請求人は、「各随意契約理由は、協会に対する単独発注を正当化するために形式的に作成された全くの作文である」旨の主張をしているが、平成10年度における県土木部で発注した測量・設計の委託業務中、社団法人建設技術センター及び協会に対するものは(241件) 874,999千円であり、一方、民間に対するものが(762件) 6,128,408千円であって、これをもってしても協会との各

- 契約につき「本件各随意契約理由は、協会に対する単独発注の正当化のため」ということはできないので、請求人の主張を認めることはできない。
- 2 財務規則第172条第1項違反について
- (1) 請求人の主張
請求人は、随意契約によろうとするときは、二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵さなければならないとする規定があるにも拘らずこれを徴していないから違法であると主張している。
 - (2) 結論に至る経緯
財務規則第172条第1項では、随意契約によるときは二人以上の契約の相手方となるべき者から見積書を徵さなければならぬが、契約内容の特殊性により相手方が特定される工事請負等の場合には、一人でも可としている。
また平成5年3月30日付土木部監理課「建設工事等における随意契約の取り扱いについて」においても、留意事項のなかで「見積書は2人以上で、できるだけ多数の者から徵収すること」「不適正な予算執行を招くことのないよう慎重に判断のうえ適用すること」としている。
 - (3) 結論
政令第1号に該当する2件は、第4号にも該当するため、請求の4件とも「契約内容の特殊性により相手方が特定される」業務であり、二人以上の者から見積書を徵する必要はないから、請求人の主張は認められない。
- 3 一括再委託の禁止について
- (1) 請求人の主張
請求人は、請求の要旨のなかで協会の組織及び業務について述べ、公益法人であるにも拘らず公益事業をほとんど行わず、収益事業により多額の利益をあげてきたと主張している。
また請求人は、協会が一括再委託の禁止規定があるにかかわらずこれを行い、県はこれを黙認してきたと主張している。
 - (2) 結論に至る経緯
 - ① 再委託費比率が70%以上の契約は、1件15,578,430円である。
 - ② 協会の組織及び業務自体は、自治法第242条において定める住民監査請求の対象ではないので、本件監査の対象としては、本件各契約の締結及び履行が法律上、財務上適法妥当なものかを検討することとなるので以下検討する。
 - ③ まず、財務規則第197条第1項は、「契約者は、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託、又は請け負わせてはならない。」と規定しているが、本件各契約は同条に定める工事ということができないことは明らかであるから、同条に反するものではない。

- ④ 本件各契約においては、「業務委託の一部又はすべての処理を他に委託してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。」とするものや、「1 業務の全部を一括して、又は県が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請負わせようとするときは、この限りではない。」とするものなど同旨の規定が多数見受けられ、必ずしも統一されているとはいえない難い。
- ⑤ このように本件各契約において、一括再委託を禁じたり、再委託において届出義務を課したりする根柢法令は存在しないが、契約条項に規定すること自体は財務規則第197条の趣旨や建設業法第22条の趣旨とも合致するもので適切なものと考えられる。
- ⑥ 建設工事において、建設業法第22条は一括下請負を禁止している。この一括下請負については、建設省建設經濟局長通達〔一括下請負の禁止について〕(平成4年12月17日建設省經建發第379号)において、「請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合には、元請人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当する」としている。
- ⑦ 一方、公共土木工事に係る調査・計画・設計等の業務契約の適正化は以前よりその必要性が指摘されてきたが、建設省は平成7年5月26日付「公共土木設計業務等標準委託契約約款」(以下「約款」という。)をとりまとめ、公共工事発注機関並びに関係団体あてにこの活用の要請を行った。県はこれをうけ、測量業務について業務委託契約書に一括再委託禁止条項をいれ、平成9年4月よりその他の業務委託契約書においても禁止条項を適用した。
約款では、公共土木設計業務等においても「業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」としている。従って、建設業法の解釈に照らして考えると、受注者が業務の実施に実質的に関与していると認められる場合には、仮に表面上、受注者が業務の全部もしくはその主たる部分を一括して第三者に委託し又は請け負わせていると見えて、一括再委託にはあたらない。
- ここで「実質的に関与」とは、受注者が自ら総合的に企画、調整及び指導(施工方法等の総合的な企画、業務全体の的確な施行を確保するための工程管理及び業務実施方法の決定、成果物の品質管理等)を行うことをいい、單に管理技術者を置いているだけでは実質的に関与しているとはいえない。

⑧ 協会が民間業者に再委託したものの中、再委託費比率が70%以上の契約

(1件) 15,578,430円については、外形的に一括再委託による可能性があるものとして、協会の担当者から再委託に付した業務の内容、自ら実行した業務の内容等の説明を求めたところ、再委託に付したものであっても業務全般にわたって実質的に関与しているとの回答があつたが、これを立証する作業日報その他の書類の提示はなかつた。

※ 再委託費比率=再委託契約金額÷県との契約金額

(3)

結論 「実質的に関与」とは「かなりの程度」関与することが必要であり、かつ、一括再委託の趣旨が建設業法第22条と同様、中間搾取の禁止や相手方の能力の信用性に基づく発注者の保護にあるところから、協会が再委託を行った相当部分は、一括再委託の禁止条項に反するおそれがあるものと解される。

② しかしながら、これらの契約違反により直ちに契約の無効をもたらすものではなく、契約目的が達成されないと認められる場合には、県は業務の禁止権または契約の解除権を有すると解される。しかし、契約の目的が達成されないと断定するに足りる事実は見受けられないので、本件各契約については県に契約どおりの履行が行われるよう監督すべき義務があることを指摘するにとどまらざるを得ない。

4 無届再委託の禁止について

(1) 請求人の主張

請求人は、財務規則179条及び各契約書において一部再委託に付したときの届出義務が明記されているにも拘らず、協会の無届再委託の違法行為を認めてきたと主張している。

(2) 結論に至る経緯

① 財務規則第197条第2項は「契約者は、工事の一部を下請負に付したときは又は契約相当者の承認を得て下請負に付したときは、直ちに下請負届を提出しなければならない」と規定しているが、本件各契約は財務規則に定める請負工事ということができないことは明らかであるから、同条に違反するものではない。

② 一方、業務委託契約書中には、「業務の一部を第三者に委任し又は請け負わせたときは、直ちに下請負届を提出しなければならない」との無届再委託の禁止条項があるものが多い。

(3) 結論

無届再委託の禁止規定は一括再委託の禁止条項と同様、前述の建設省建設経済局長通達をうけて契約条項に記載したものであることから、県としては、契

約に従って下請負届の提出を求める必要があったものであり、無届再委託の状態を放置していたと言わざるを得ない。

5 県がうけた損害について

(1) 請求人の主張

請求人は、協会が競争入札の方法で契約すれば、協会が再委託に付した価格以上の支出をする必要がなかったから、協会が県から受注した価格と再委託に付した価格との差額は県が被った損害であると主張している。

(2) 結論に至る経緯

① 監査請求を求められている4件の委託契約について積算価格の適正性を調査したところ、結果は下記のとおりである。

適正積算契約	4件	17,952,480円
判定の不能・困難業務	0件	0円
不適正積算業務	0件	0円

② 協会に発注する場合の設計価格の積算においては、他の民間業者に対する場合の諸経費率が直接人件費の120%であるのに対し100%とし、技術経費についても民間業者に比べて10%程度低率に設定しているため、仕上りの設計価格が約8%安価に算定されている。

③ 平成10年度県土木部で発注した測量・設計業務の主な委託契約の請負比率は【平成11年10月4日に提出した平成11年7月16日付けの住民監査請求に対する個別外部監査結果報告書の別表6】のとおりであり、協会への随意契約によるものが98.42%であるのに対し、民間への指名競争入札によるものが97.21%でその差は僅か1.21%である。

設計価格が民間業者に対するものより約8%低額に設定され、請負比率が民間業者に対し約1%高いということは、契約価格は民間業者に対するものよりも約6%低額であることができる。

民間 協会 差	設計価格	100%×	請負比率	97% = 97.00%
協会	設計価格	92%	×請負比率	98% = 90.16%
差				6.84%

※ 請負比率=契約金額÷設計金額

なお、民間業者に対する請負比率は、1件別に検証した結果相違ないこと

(4) 積算価格は民間業者でもかなり正確に把握できるため、競争入札においても概ね予定価格の96~98%程度が落札価格となっている。委託業務には最低制限価格を設けないので、まれに落札価格が予定価格の70~50%となる例もあるが、これはその会社が実績を作るために採算を度外視した値引き受注であったり、その業務が予備設計であって、次年度以降に初年度の金額の数倍となる実施設計業務の発注が予定されており、これと併せて採算を取ろうとするような特殊な場合に限られる。一般的に測量、設計等の業務を行つている企業の税引後利益は1~7%であり、10%以上の値引きは経営を危うくすると考えられるので、長期にわたる低額受注は不可能である。

(3) 結論
県の設計価格は適正であり、協会に不当に高額な発注したとは認め難い。また設計価格は歩掛りの適用範囲の最低限値を用いて算定されており、請負比率も民間で対するものとほとんどかわらないことから、協会に随意契約で発注した契約金額は競争入札に付した場合の価格より低くなるため、県に損害を与えたという請求人の主張は認められない。

III 利害関係
監査の対象とした事項につき、秋田県と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

○ 発行者 秋田県

秋田市三日町1-101 電話
1811-1044

○ 印刷所

秋田市山王7-1-5 総務課
松原雄繁